

# 委託契約書(案)

愛媛県南予地方局(以下「甲」という。)と\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)  
とは、次の条項により契約を締結する。

(信義・誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(委託業務)

第2条 甲は、「令和6年度南予地域ワーケーション実践サポート事業」委託業務(以下「委託業務」という。)を別添「業務委託仕様書」により乙に委託し、乙は、これを受託する。

(委託料)

第3条 甲は、乙に対し、委託料として、金\_\_\_\_\_円(うち消費税及び地方消費税の額\_\_\_\_\_円)を支払う。

2 精算の結果その額が委託料の額に満たないときは、精算額をもって委託料とする。

(委託期間)

第4条 業務の委託期間(以下「委託期間」という。)は、当該契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、この契約により生じた権利又は義務を第三者に譲渡、貸し付け、承継、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(再委託等の禁止)

第7条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。  
ただし、業務の一部を他に委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(業務実施計画書の提出)

第8条 乙は、契約締結後速やかに業務実施計画書(様式第1号)を提出し、甲の承認を受けるものとする。

(事業内容の変更)

第9条 乙は、前条の業務実施計画書のうち、次の各号の内容を変更しようとするときは、事前に業務内容変更承認申請書(様式第2号)を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(1) 事業の一部を中止し、又は変更しようとする場合

(2) 収支予算書の経費内訳に記載された消費税額及び地方消費税の影響額を除く経費区分相互間で、いずれか低い額の20%を超える額を流用しようとする場合

(調査等)

第10条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、

指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実績報告及び完了検査)

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく業務実績報告書（様式第3号）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務実績報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、委託業務の完了について検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第12条 前条第2項の検査終了後、乙は、委託料の支払を委託料精算払請求書（様式第4号）により、請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

(前金払)

第13条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払することができる。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書（様式第5号）により、請求するものとする。

(支払及び検査の遅延)

第14条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(契約の解除等)

第15条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。

(4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に

損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 乙（ウ及びエにあつては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であつた者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

3 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

#### （損害賠償）

第16条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### （関係書類の整備及び保管）

第17条 乙は、委託業務にかかる経費を他の経費と区分して整理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、委託業務の関係書類を委託業務完了の年度の翌年度から起算して、10年間保管しなければならない。

#### （秘密の保持）

第18条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

#### （成果品の帰属）

第19条 委託業務に基づき乙が作成した成果品は甲の所有とし、乙が複写、複製、抜粋その他の形式により他の利用に供する場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。この場合において、甲は特段の事情がない限り、承諾するものとする。

#### （個人情報の保護）

第20条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第21条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則及び遅延防止法によるもののほか、同規則等に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

愛媛県宇和島市天神町7-1

甲 愛媛県南予地方局

局 長

乙

令和 年 月 日

愛媛県南予地方局長 様

住 所  
事業主体名  
代表者職氏名

令和6年度南予地域ワーケーション実践サポート事業委託業務  
実施計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記委託業務について、委託契約書第8条の規定に基づき、業務実施計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 業務の内容
- 2 業務の実施予定期間
- 3 収支予算書（別紙参考様式1のとおり）
- 4 その他

(別紙参考様式1) 収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
県委託料		
そ の 他		
合 計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	備考
諸経費		
消費税及び地方消費税		
合 計		

令和 年 月 日

愛媛県南予地方局長 様

住 所  
事業主体名  
代表者職氏名

令和6年度南予地域ワーケーション実践サポート事業委託業務  
内容変更承認申請書

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記委託業務について、下記のとおり変更したいので、委託契約書第9条の規定に基づき、申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 業務の内容
- 3 業務の実施予定期間
- 4 収支予算書（別紙参考様式2のとおり）

（注）変更のない項目については、省略することができる。

(別紙参考様式2) 収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額			備考
	変更前 (A)	変更後 (B)	差額 (B - A)	
県委託料				
その他				
合 計				

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予算額			備考
	変更前 (A)	変更後 (B)	差額 (B - A)	
諸経費				
消費税及び地方消費税				
合 計				



令和 年 月 日

愛媛県南予地方局長 様

住 所  
事業主体名  
代表者職氏名

令和6年度南予地域ワーケーション実践サポート事業委託業務  
実績報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記委託業務について、委託契約書第11条第1項の規定に基づき、実績報告を下記のとおり提出します。

記

- 1 業務の内容
- 2 業務の実施期間
- 3 収支決算書（別紙参考様式3のとおり）
- 4 その他

(別紙参考様式3) 収支決算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額・決算額			備考
	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (B - A)	
県委託料				
その他				
合 計				

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予算額・決算額			備考
	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (B - A)	
諸経費				
消費税及び地方消費税				
合 計				

令和 年 月 日

愛媛県南予地方局長 様

住 所  
事業主体名  
代表者職氏名

令和6年度南予地域ワーケーション実践サポート事業委託業務  
委託料精算払請求書

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記委託業務に係る委託料について、委託契約書第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金			円也
内訳	委託料	金	円也
	前金払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也

令和 年 月 日

愛媛県南予地方局長 様

住 所  
事業主体名  
代表者職氏名

令和6年度南予地域ワーケーション実践サポート事業委託業務  
委託料前金払請求書

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記委託業務に係る委託料について、委託契約書第13条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金		円也		
	内訳	委託料	金	円也
		前金払受領済額	金	円也
		今回請求額	金	円也
		残額	金	円也

（注）前金払を必要とする理由書を添付すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

- 第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

- 第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。